

 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社長！

## 労働保険があればこそ、 みんな安心して働けるんじや。



法人・個人を問わず事業主の方は、  
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、  
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。  
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。  
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、  
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、  
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から選って保険料を徴収するほかに、  
労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

# 労働 保険

労働保険は、働く人とその家族を守る大切な保険です。正社員、派遣、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら労働保険に入る必要があります。

そのため、厚生労働省では、通年適用促進活動を推進しておりますが、特に11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国で集中的な適用促進活動を展開することとしております。

・ [「社長！労働保険があればこそ、みんな安心して働けるんじや。」リーフレット\(PDF ファイル\)](#)

・ [事業主のみなさまへ「労働保険の成立手続はお済みですか」リーフレット \(PDF ファイル\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

総務部 労働保険徴収課 TEL : 075-241-3213